

平成 29 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

1、平成 29 年 6 月 19 日第 4 回にかほ市議会定例会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	3 番	佐々木 雄 太
4 番	佐々木 春 男	5 番	奥 山 収 三
6 番	伊 藤 知	7 番	伊 藤 竹 文
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	市 川 雄 次
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

20 番 菊 地 衛

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤 谷 博 之	班長兼副主幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵里香		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
財 務 部 長	佐 藤 次 博	市民福祉部長	齋 藤 隆
農林水産建設部長	佐 藤 均	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	浅 利 均	ガス水道局長	小 松 幸 一
消防長・消防署長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総務部総務課長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	生 活 環 境 課 長	佐 藤 正 穂
消防本部予防課長・警防課長	須 田 勇 喜		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

平成29年6月19日（月曜日）午前10時開議

- 第1 報告第1号 繰越明許費の報告について
- 第2 議案第52号 平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について
- 第3 議案第53号 平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第4 議案第54号 平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について
- 第5 議案第55号 平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第6 一般会計予算特別委員会の設置
- 第7 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●副議長（佐々木正明君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、報告第1号繰越明許費の報告についての報告1件、日程第2、議案第52号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてから日程第5、議案第55号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの議案4件、計5件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第1号繰越明許費の報告についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●副議長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号についての質疑を終わります。次に、議案第52号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。通告がありましたので発言を許します。3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） そうすれば、私の方から質疑をいたします。

議案第52号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてですけれども、9ページ、2款1項12目7節賃金、それから13節委託料の点についてでございます。ITアドバイザーを業務委託から臨時職員へ雇用形態した理由と、臨時職員としての雇用期間はいつまでかお伺いいたします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、財務部長。

●財務部長（佐藤次博君） ITアドバイザー業務につきましては、市内のIT関連事業者と委託契約を締結し、平成21年9月より情報通信分野に精通した社員1名を市に派遣していただいております。平成28年度まで毎年度同社との委託契約を行ってまいりましたが、平成29年度については、協議の結果、委託契約を締結しないこととなり、派遣されていたアドバイザーも3月31日付で同社を退社することとなりました。市としては、電算システムなどの情報、通信業務の停滞は市民サービスの低下に直結することから、引き続きITアドバイザーの支援を得るために、4月1日より臨時職員として直接雇用することとしたものであります。

なお、雇用期間は来年3月31日までの1年間となっております。以上です。

●副議長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） ちょっと私も分からないところなんですけども、平成29年度はまずその業者との契約をしないことにしたということは、3月議会の時点ではそういった計画ではなかったのかどうか。新年度に入ってから、今、平成29年度の計画とおっしゃいましたけれども、3月時点ではどうだったのかという点と、それから、同額の振り替えになってますけれども、この雇用形態を変更することに伴っての支出金額に変更はないんでしょうか。その点お伺いいたします。

●副議長（佐々木正明君） 財務部長。

●財務部長（佐藤次博君） 最初の御質問ですが、3月議会終了後に協議が整いまして委託契約を結ばないということで、当初予算には計上しておりませんでした。

また、賃金の額でございますが、臨時雇用賃金につきましては、今年度末までの所要額を積算し、同額を委託料から組み替えしたものであります。委託料の減額補正は、本来であれば262万円より多くの減額補正となりますが、情報管理費の委託料においては、これ以外の多くの項目の業務委託及び保守委託をしており、今後これらの委託料の予算執行との兼ね合いから今回は臨時雇用賃金と同額の補正としたものであります。以上でございます。

●副議長（佐々木正明君） 3番佐々木雄太議員。

●3番（佐々木雄太君） 関連してもう1点。この業務委託から臨時雇用へ雇用変更することによって、ITアドバイザーとしての業務、最終的には市役所の皆様方に対するその業務の内容といたしますか、サポート面に関して不都合が生じないのかどうか、その点最後お伺いいたします。

●副議長（佐々木正明君） 財務部長。

●財務部長（佐藤次博君） 雇用形態が変わっても、特段業務サービスに変更はございません。以上でございます。

●副議長（佐々木正明君） 次に、14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 清掃センターの解体、また、その跡地にはストックヤードを建設したい、

この旨の話が市長の市政報告でもございました。この関連の予算案が平成29年度の補正予算（第1号）に計上されています。

そこで、二、三質問をいたします。

予算書7ページにあります13-2-3-2、循環型社会形成推進交付金であります。これ廃焼却炉の解体に伴う交付金ということのようでございますが、この交付金を受ける条件等があるのかどうか。もしあるとすればどうなっているのかお尋ねをいたします。

次に、9ページ、4-2-4-13、委託料でございます。清掃センター解体後、その跡地に空き瓶、古紙を保管するとしてストックヤードを建設すると、こういうふうな説明でございました。で、環境プラザとは関連がこうあると思うんですが、この環境プラザとはいささか距離があるわけであります。どのような施設になるのか。ストックヤードの構想を伺います。ということで、先ほど資料等も配付受けましたけれども、この説明もひとつお願いしたいというふうに思います。

あわせて、現在の空き瓶や古紙のこの回収はどのくらいになっているのか。この辺もあわせて伺います。

また、現在のリサイクルはどのように行われ、本施設の建設に伴って、以降ちょっと文章的なつながり悪いんですが、このリサイクルを今後どのように進めていかれるのか。この辺をひとつお尋ねをしたいと思います。

同じく9ページ、4-2-4-15、工事の請負費であります。清掃センターの解体に伴う費用で、解体に当たっては法にのっとって行いたい、このような説明があったというふうに記憶しています。解体までの手順、あるいは解体の進め方、また、あるかどうか分かりませんが解体後の手続等があるとすれば、この辺もお伺いをするものでございます。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） そうすれば、私の方からお答えいたします。

初めに、7ページの歳入13款2項3目2節の循環型社会形成推進交付金でございますが、これは市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設を総合的に整備するために循環型社会形成推進地域計画を策定し、それに位置づけられた施設整備に交付されるもので、交付要綱の規定により環境大臣への提出・承認が大前提となっています。平成24年度から実施してまいりました熱回収施設等整備事業もこの計画に基づき実施されてきておまして、今回の解体に係る交付金につきましては、計画に基づく新たな施設、要するに環境プラザの整備に伴った解体工事で、解体跡地に今回のようにストックヤードを建設するなど、さらに整備することが交付の条件となっております。

続きまして、9ページの歳出4款2項4目13節の委託料のストックヤードの構想についてでございますが、初めに本日お配りしております議案第52号関連資料、ストックヤード参考配置図をご覧ください。この図が想定しているストックヤードの参考配置図となりますが、あくまでも参考配置図として捉えていただきたいと思います。

大きさとしては、縦18メートル、横12メートルで、高さが約5メートル程度と想定しております。建物内左側に古紙、瓶類を保管するスペース。そして右側に手選別及び車両搬入する屋内作業スペースを設けており、両方向の大きい矢印は搬入車両の出入りをあらわしています。

空き瓶や古紙の回収量ですが、平成28年度で空き瓶が年間193.6トン、古紙が735.1トンとなっています。空き瓶や古紙は現在、市内業者に収集業務を委託しておりまして、由利本荘市で運営しておりますリサイクル施設に運搬し、そこで選別・保管・売却を行っていますが、新しいストックヤードが完成後は、この施設で選別・保管・売却を行ってまいります。

次の15節工事請負費、清掃センター解体の手順、進め方、手続等についてでございますが、解体までの手順としましては、工事の着手前にダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法、労働安全衛生法など必要な手続を県や労働基準監督署へ行います。解体の進め方については、初めに施工業者がダイオキシン類、重金属等有害物質のサンプリング調査を実施して、汚染物の除去方法、区画を決定し、安全衛生管理体制を確立します。

次に、有害物質の発生の予測される箇所、例えば工場の焼却設備、排ガス処理設備、灰処理設備、煙突等を密閉化し、汚染物を除却・洗浄した後に清掃センターを解体します。解体後は、廃棄物を適正に処理するために搬出・分別作業を行い、跡地は整地します。

解体後の手続としては、最初に述べました各種法に基づく完了報告となります。

説明は以上です。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 二つ三つ再質問させていただきますけれども、せっかくつくる構想のこのストックヤードでございます。いわゆるごみの減量化、こういったことは非常に重要なことだというふうに認識をしております。一般質問でも何回かこのことについては発言があったというふうに記憶しております。本市においては、いわゆるこのリサイクル率の向上ということでいろんな施策を講じておるようでございます。業務報告書を見ますと、出前講座をやっている、あるいは広報等でもその旨の推進を図っている、このように記載されておるわけでありまして。また、このリサイクル活動を進めるということで、市内の小中学生の皆さん方からポスター等も募集されている、こういうふうにあるわけでありまして。今般こういったストックヤードの建設に伴っての市民への周知をどのようにされていかれるのか。この辺のお考えを伺いたいというのが1点でございます。

それから、工事請負費の方でございますけれども、この解体に当たってはいろいろこう進め方があるようでございますけれども、この解体の前に、この施設内部の調査等々は行われるのかどうか。それから、解体後もまた調査が行われるのかどうか。それから、この周辺の地域といたしましうか、あそこの地域の方々への説明、これをどのようにされていくのか。このことをお尋ねいたします。

●副議長（佐々木正明君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤隆君） ごみの減量化に伴う市民への周知ですけれども、これについては広報等で市民へ周知してまいりたいと思います。

それから、解体の調査ですけれども、先ほど説明申し上げましたとおり事前に着工する前にサンプリング調査を実施して、洗浄する箇所を確定した後に密封化して解体にかかるというふうな手順になっております。

工事に伴う周辺住民の説明についても、広報等で周知してまいりたいと思います。

●副議長（佐々木正明君） 14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 最後にですが、その調査をやられるということでございましたけども、この調査の結果の数値等は公表されるのかどうか。最後にお尋ねします。

●副議長（佐々木正明君） 市長。

●市長（横山忠長君） 調査した数値については、特別公表するという考えは持ってません。法に従ってできたものをどう処理するかですから、先ほど担当部長が密閉して解体ということで話ありましたが、要するに有害物資は密閉した段階で除去して無害化しておいてから、それから解体にかかるということですから、その点ちょっと答弁の仕方がちょっと悪かったんですが、そういう形で処理したいと思ってます。

●副議長（佐々木正明君） これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についてから議案第55号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてまでの3件についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●副議長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで議案第53号から議案第55号までの3件の質疑を終わります。

日程第6、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第52号の審査のため、議長及び副議長を除く17人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●副議長（佐々木正明君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いいたします。10番佐々木弘志議員。

しばらく休憩します。

午前10時19分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

2番	渡部	幸悦	3番	佐々木	雄太
4番	佐々木	春男	5番	奥山	収三
6番	伊藤	知	7番	伊藤	竹文
8番	飯尾	明芳	9番	市川	雄次
10番	佐々木	弘志	11番	佐々木	平嗣
12番	小川	正文	13番	伊東	温子
14番	鈴木	敏男	16番	宮崎	信一
17番	加藤	照美	18番	佐藤	元
19番	佐藤	文昭			

.....

欠席委員（1名）

20番 菊地 衛

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	加藤潤
主事	土井絵里香		

.....

説明員

市長	横山忠長	副市長	須田正彦
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
財務部長	佐藤次博	市民福祉部長	齋藤隆
農林水産建設部長	佐藤均	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤克之
教育次長	浅利均	ガス水道局長	小松幸一

消防長・消防署長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総務部総務課長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	生 活 環 境 課 長	佐 藤 正 穂
消防本部予防課長・警防課長	須 田 勇 喜		

.....

午前10時21分 開 会

●年長委員（佐々木弘志君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は17人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長の選任は、副議長が議長の職務を行っておりますので、申し合わせの副委員長選任の方法に準じて、一般会計予算特別委員会委員長に3番佐々木雄太委員を、副委員長の選任は、申し合わせにより各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、7番伊藤竹文委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（佐々木弘志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には3番佐々木雄太委員、副委員長には7番伊藤竹文委員が決定しました。

3番佐々木雄太委員、7番伊藤竹文委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午前10時22分 休 憩

午前10時23分 再 開

【一般会計予算特別委員長（佐々木雄太君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（佐々木雄太君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に指名されました佐々木です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例に定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第52号を、それぞれの一般会計予算特別

小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木雄太君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会いたします。

午前10時24分 散 会

.....

午前10時25分 再 開

●副議長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっております議案第52号から議案第55号までの4件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託します。

次に、陳情第4号から陳情第6号までの3件は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前10時26分 散 会
